

【誓約・同意事項】 ※すべての項目を確認し、□にチェック(✓)してください。☐ 以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ①電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
※給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 予期せず家計が急変し収入が減少した世帯であり、世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ②既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
- ③給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるものなどの、通常収入が得られない月の収入など、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにもかかわらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ④給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、小田原市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めるまたは提供することに同意します。
- ⑤公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥この申請書は、小田原市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦小田原市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年(2023年)1月31日までに、小田原市が申請・請求者に連絡または確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

必ず提出が必要です。

☐ 『電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書(家計急変世帯分)(請求書)兼申立書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

※A面の「4 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)の受給状況」にチェックがある方は、C面・D面の記入は不要です。

A面の「4 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)の受給状況」にチェックがある方は、以下の資料の提出が不要です。

☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

『代理人の本人確認書類及び後見登記制度の公的確認書類の写し(代理人が申請・受給の場合)』

※申請・請求者(代理人が申請・受給の場合は代理人)の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

※法定代理人が申請・請求の場合、登記事項証明書等の後見登記制度の公的確認書類の写しをご用意ください。

☐ (令和4年(2022年)1月1日以降、2回以上転居した方)『戸籍の附票の写し(コピー)』☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)

※申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額がわかる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。(ない場合は預金通帳の写し等でも可)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年

月

日

申請者氏名